

## 義務教育課程の未修了者の実態を把握するために国勢調査の教育項目の改善を求める意見書

戦争や病気、生活困窮などやむを得ない事情により学齢期に義務教育を受けることができず、生活上の困難を抱えている義務教育課程の未修了者は、相当数存在するものと考えられますが、現在のところ統計上把握できるのは、ごく一部にすぎません。

その一因として、現状の国勢調査の教育項目において、小学校・中学校の卒業が区分されず一つの項目となっていることがあり、未就学者だけではなく義務教育課程の未修了者の実態も把握するには、プライバシーに配慮しながら国勢調査の当該部分を改め、小学校と中学校を別の項目として区分する必要があります。

昨年2月には、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）が施行されました。基本理念をうたった同法第3条第4項では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢または国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにすると示されました。それらを具体化するための第一歩として義務教育課程の未修了者の実態把握は不可欠です。

よって、国におかれましては、義務教育課程の未修了者数の把握のため、平成32年以降の国勢調査の教育項目において、プライバシーに配慮しながら小学校と中学校を区分するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

北海道江別市議会

提出先  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣